

志賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

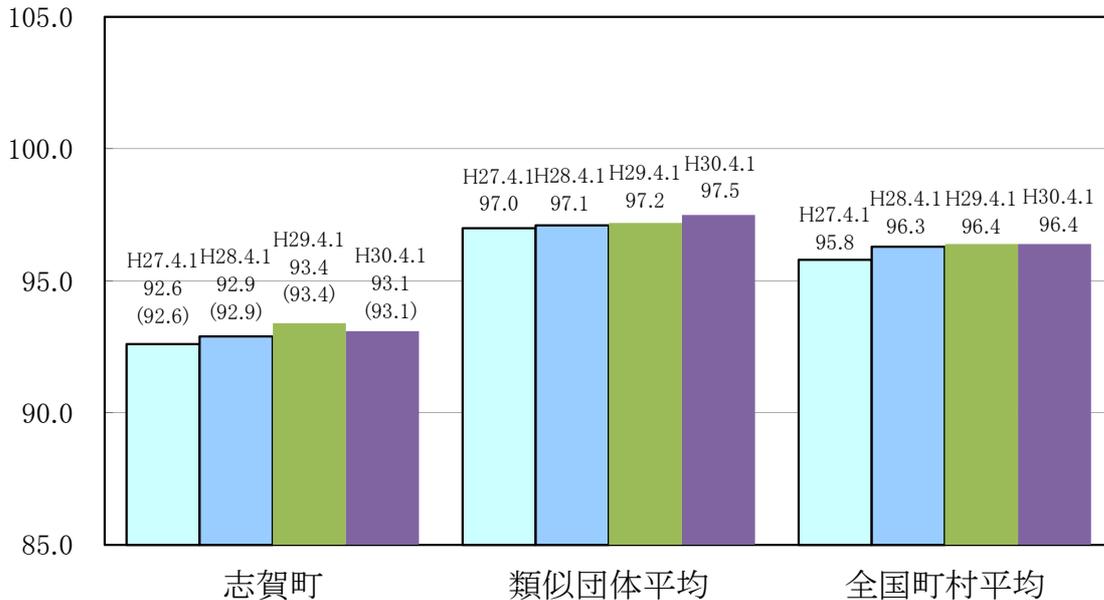
区分	住民基本台帳人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	20,722	13,834,938	81,975	1,888,015	13.6	12.7

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たりの給 与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29年度	243	877,895	107,828	325,911	1,311,634	5,398	5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事院の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円 411,595	円 410,940	円 655 (0.16%)	% 0.16	% 0.2	% 0.16

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事院の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.46	月 4.40	月 0.06	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、民間給与との格差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

平成30年4月1日(給料表の改定実施時期)
一般行政職の給料表及びその他の給料表についても、見直しを実施。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

② その他の見直し内容

宿日直手当の支給額の改定。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志賀町	42.9 歳	306,163 円	337,534 円	325,574 円
石川県	41.8 歳	318,815 円	401,095 円	350,736 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.1 歳	305,788 円	367,802 円	339,790 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
志賀町	52.7 歳	25 人	275,420 円	290,008 円	280,660 円	—	— 歳	— 円
うち学校給食 員	57.5 歳	1 人	315,900 円	326,600 円	322,400 円	調理士	41.4 歳	261,300 円
うち用務員	51.7 歳	9 人	261,278 円	272,201 円	266,445 円	用務員	55.6 歳	207,200 円
うち自動車運 転手	51.8 歳	2 人	275,000 円	343,600 円	275,000 円	自家用自動車運転手	57.4 歳	222,500 円
うちその他技 能労務職	53.6 歳	13 人	282,162 円	295,562 円	288,162 円	— 円	— 歳	— 円
石川県	54.3 歳	183 人	311,916 円	348,208 円	325,928 円	— 円	— 歳	— 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	— 円	— 歳	— 円
類似団体	51.1 歳	10 人	275,404 円	294,936 円	285,566 円	— 円	— 歳	— 円

区 分	参 考			
	A / B	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C / D
志賀町	—	—	—	—
うち学校給食 員	1.25	3,919,200 円	3,135,600 円	1.25
うち用務員	1.31	3,266,412 円	2,486,400 円	1.31
うち自動車運 転手	1.54	4,123,200 円	2,670,000 円	1.54
うちその他技 能労務職	—	3,546,744 円	— 円	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27~29年の3ヶ年平均)
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		志 賀 町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,100 円	179,200 円	179,200 円
	高 校 卒	148,600 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	144,500 円	-
	中 学 卒	138,000 円	128,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	248,700 円	312,100 円	358,250 円	387,400 円
	高 校 卒	(該当者なし) 円	291,900 円	358,150 円	366,200 円
技能労務職	高 校 卒	(該当者なし) 円	271,250 円	285,100 円	262,000 円
	中 学 卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

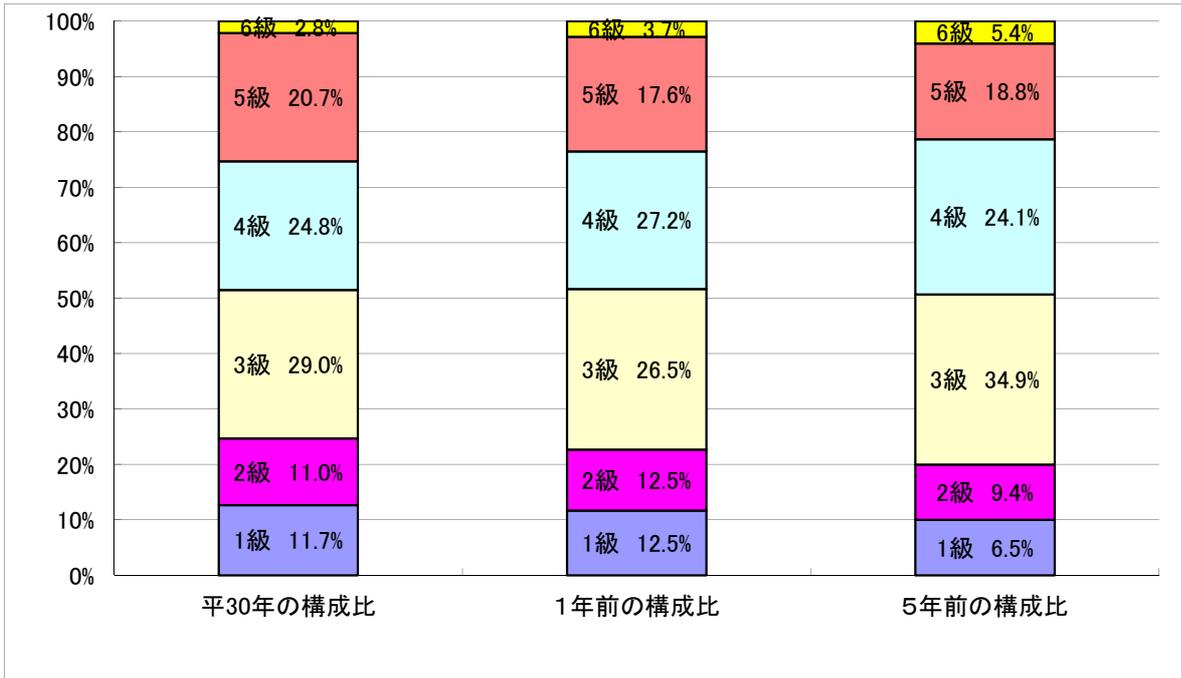
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	課長	0 人	0.0 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長	3 人	2.1 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長、参事	33 人	23.2 %	288,900 円	393,000 円
4 級	課長補佐、主幹	33 人	23.2 %	263,000 円	381,000 円
3 級	主査、主任	38 人	26.8 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主事	17 人	12.0 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	18 人	12.7 %	144,100 円	247,600 円

(注) 1 志賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

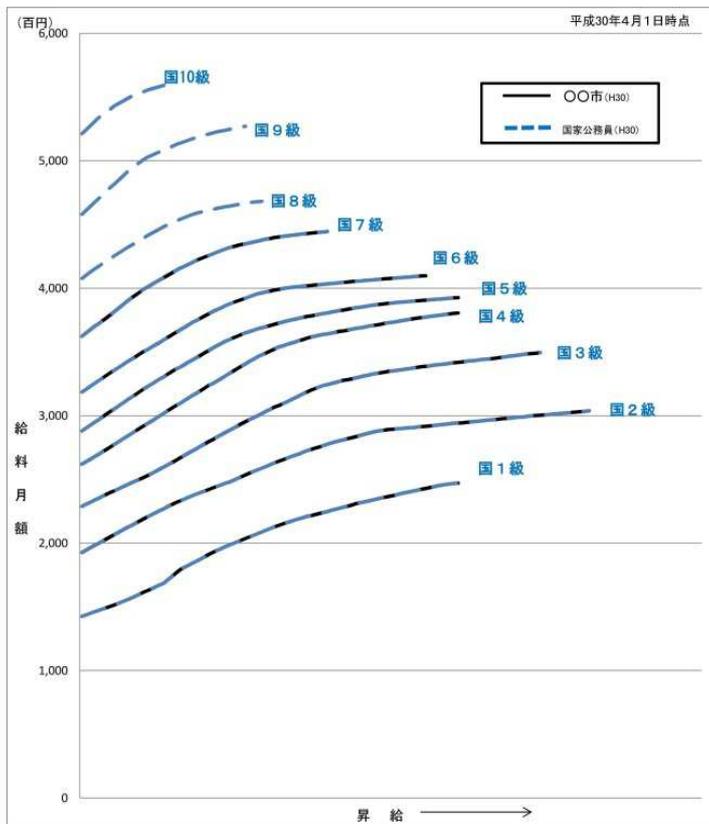
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1年前の構成比は、平成29年4月1日現在の割合。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成30年4月1日現在)

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況(志賀町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志 賀 町	石 川 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,388 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,639 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(志賀町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

志 賀 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,061千円	17,575千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 1人当たり平均額は、水道事業、病院事業の職員も含み、平均額を算出している。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		2,437 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		812,308 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医療職給料表(1)の適用を受ける職員 (医師の特例)	16 %	2 人	16 %
金沢市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		6,145 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		558,599 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		4.5 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	従事職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症等の疑いのある患者の救護若しくは感染症等病原体に汚染された危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給。	日額1,000円
行旅病死亡人取扱手当	従事職員	・行旅病人の処理に従事したときに支給 ・行旅死亡人の処理に従事したときに支給	1人1件 2,000円 1人1件 5,000円
動物死体処理手当	従事職員	動物死体処理に従事したときに支給	1人1件 300円
除雪作業等手当	従事職員	乗用除雪用車両の運転	日額1,000円
往診手当	従事する医師	往診に従事したとき支給	往診料金の30%
医療調査研究手当	医師	診療業務及び診療業務についての調査及び研究業務に従事する医師に支給	診療所院長 給料月額50% 診療所副院長 給料月額30%~25%
放射線取扱手当	医師	診療業務に従事する医師	月額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	14,423 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	91 千円
支給実績（28年度決算）	10,597 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	65 千円

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給	同じ	-	21,871 千円	227,823 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・扶養親族1人につき 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円 				
住居手当	住宅等を借受け、家賃等を支払っている職員に対して下記の区分により支給	同じ	-	2,871 千円	261,004 円
	<ul style="list-style-type: none"> ○借家・借間 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額 ・家賃が月額23,000円を超え、55,000円未満の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円 				
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に下記の区分により支給	同じ	-	17,733 千円	88,223 円
	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員 ・運賃相当額55,000円以内の場合 全額支給 ・運賃相当額55,000円超の場合 55,000円 ○交通用具等を使用している職員は、通勤距離に応じて下記の区分により支給 ・2km以上～5km未満 2,000円 ・5km以上～10km未満 4,200円 ・10km以上～15km未満 7,100円 ・15km以上～20km未満 10,000円 ・20km以上～25km未満 12,900円 ・25km以上～30km未満 15,800円 ・30km以上～35km未満 18,700円 ・35km以上～40km未満 21,600円 ・40km以上～45km未満 24,400円 ・45km以上～50km未満 26,200円 ・50km以上～55km未満 28,000円 ・55km以上～60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円 				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち町長の定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて 行政職 23,800円～44,300円 医療職 23,800円～93,700円	異なる	行政職 46,300円～139,300 医療職 59,700～146,400	13,976 千円	377,725 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 1回 4,400円	同じ	-	3,442 千円	26,473 円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で、月額365,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて支給	同じ	-	8,089 千円	4,044,600 円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	840,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	625,000 円	890,000 円/	610,300 円
報酬	議 長	284,000 円	730,000 円/	522,900 円
	副 議 長	244,000 円	445,000 円/	271,000 円
	議 員	230,000 円	375,000 円/	217,000 円
期末手当	町 長	(29年度支給割合)		
	副 町 長	3.25 月分	給料月額に40%加算	
退職手当	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長	3.25 月分	給料月額に15%加算	
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×勤続期間×(1+500/100)	任期满了時	任期满了時
		給料月額×勤続期間×(1+220/100)	任期满了時	任期满了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

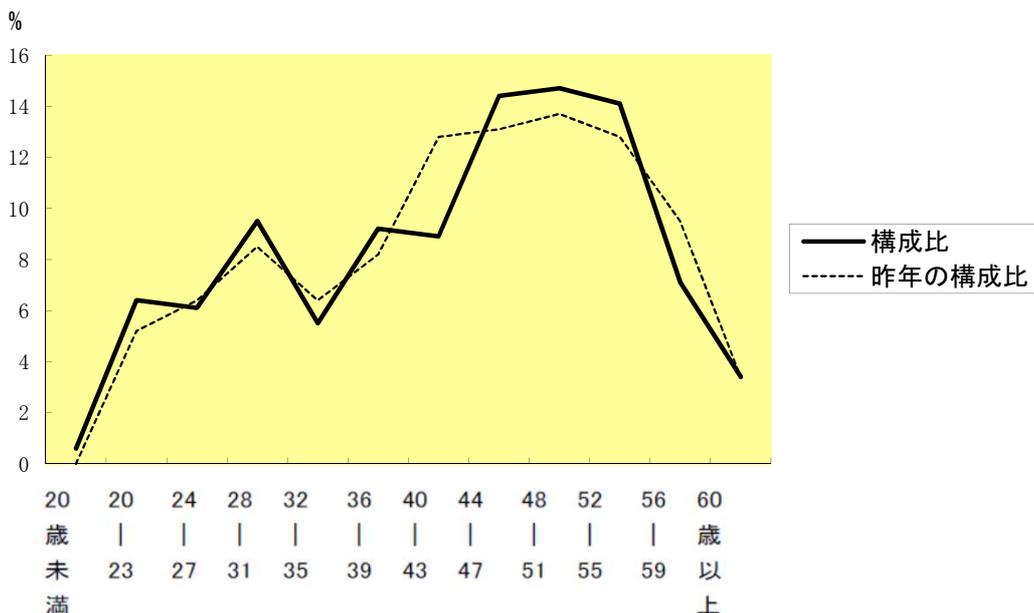
(単位:人、各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由	
		平 成 30 年	平 成 29 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	一部事務組合に派遣による 児童福祉施設職員退職不補充による 事務見直しによる 派遣に伴うもの
		総 務	49	50	-1	
		税 務	15	15	0	
		民 生	91	93	-2	
		衛 生	23	22	1	
		労 働	3	2	1	
		農 林 水 産	15	15	0	
		商 工	5	5	0	
	土 木	12	11	1	派遣に伴うもの	
		計	217	217	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.42 人)
	教 育 部 門	25	26	-1	統合小学校開校及び退職不補充のため	
	消 防 部 門			0		
	小 計	242	243	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.39 人)	
公営企業等部門	病 院	63	63	0	事業の進捗に伴い縮小	
	水 道	6	6	0		
	下 水 道	3	4	-1		
	そ の 他	12	12	0		
	小 計	84	85	-1		
合 計		326	328	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 157.32 人	
		[385]	[385]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 一部事務組合に派遣している職員は含まれていない。

(2)年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	21人	20人	31人	18人	30人	29人	47人	48人	46人	23人	11人	326人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数	
	30年	29年	28年	27年	26年	25年	増減数	(率)
一般行政	217	217	214	215	218	218	△ 1	△ 0.5
教育	25	26	28	34	37	39	△ 14	△ 35.9
警察								
消防								
普通会計	242	243	242	249	255	257	△ 15	△ 5.8
公営企業等会計	84	85	85	87	90	88	△ 4	△ 4.5
総合計	326	328	327	336	345	345	△ 19	△ 5.5

(注) 1. 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
29年度	千円 541,235	千円 124,372	千円 32,806	% 6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費14,010千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たりの給 与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
29年度	人 6	千円 22,094	千円 8,851	千円 9,250	千円 40,195	千円 6,699	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

・③イ退職手当の1人あたりの平均支給率は、一般行政職とあわせて集計してあります。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
志 賀 町	42.3 歳	319,028 円	558,264 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志 賀 町	一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額(29年度) 1,542 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,505 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

志 賀 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,061千円	17,575千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 1人当たり平均額は、水道事業、病院事業の職員も含み、平均額を算出している。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
なし			

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	2,792 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	465 千円
支給実績(28年度決算)	396 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	66 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度との 異同	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・扶養親族1人につき 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末 までの子(1人につき加算額) 5,000円 	同じ	—	876 千円	219,000 円
住居手当	住宅等を借受け、家賃等を支払っている職員に対して下記の 区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> ○借家・借間 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額 ・家賃が月額23,000円を超え、55,000円 未満の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円 	同じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に下記の 区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> ○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員 <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額55,000円以内の場合 全額支給 ・運賃相当額55,000円超の場合 55,000円 ○交通用具等を使用している職員は、通勤距離に応じて下記の 区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> ・2km以上～5km未満 2,000円 ・5km以上～10km未満 4,200円 ・10km以上～15km未満 7,100円 ・15km以上～20km未満 10,000円 ・20km以上～25km未満 12,900円 ・25km以上～30km未満 15,800円 ・30km以上～35km未満 18,700円 ・35km以上～40km未満 21,600円 ・40km以上～45km未満 24,400円 ・45km以上～50km未満 26,200円 ・50km以上～55km未満 28,000円 ・55km以上～60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円 	同じ	—	376 千円	93,900 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち町長の定めるもの について、その職務の特殊性に基づき支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて <ul style="list-style-type: none"> 行政職 23,800円～44,300円 医療職 23,800円～93,700円 	異なる	行政職 46,300円～139,300 医療職 59,700～146,400	286 千円	285,600 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 1回4,400円	同じ	—	168 千円	33,600 円

(2) 志賀町立富来病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
29年度	1,258,413	△ 14,301	618,647	49.2

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一 人 当 た り 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	63	232,125	80,036	89,989	402,150	6,383

(参考) 団体平均 一人当たりの給 与費
千円 6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・ ③イ退職手当の1人あたりの平均支給率は一般行政職とあわせて集計してあります。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
志 賀 町	医 師	47.3 歳	570,042 円	1,360,806 円
	看 護 師	46.6 歳	298,713 円	456,282 円
	医 療 技 術 員	40.0 歳	277,848 円	407,676 円
	事 務 職 員	45.2 歳	339,483 円	506,567 円
団 体 平 均	医 師	45.0 歳	570,599 円	1,413,587 円
	看 護 師	39.3 歳	292,417 円	467,031 円
	事 務 職 員	42.9 歳	324,084 円	497,283 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び調整手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志 賀 町	一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等
1人当たり平均支給額(29年度) 1,428 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,403 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

志 賀 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 2,061千円 17,575千円	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 1人当たり平均額は、水道事業、病院事業の職員も含み、平均額を算出している。

ウ 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支 給 実 績 (29 年 度 決 算)		5,807 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		967,833 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度(支給率)
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	15 %	6 人 — %

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		21,400 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		548,718 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		61.9 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	従事職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症等の疑いのある患者の救護若しくは感染症等病原体に汚染された危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給	日額1,000円
往診手当	従事する医師	往診に従事したとき支給	往診料金の30%
医療調査研究手当	医師	診療業務及び診療業務についての調査及び研究業務に従事する医師に支給	病院長 給料月額50%
			副病院長 給料月額40%
手術手当	医師	手術業務に従事する医師に支給	手術料の10%
麻酔手当	医師	麻酔業務に従事する医師に支給	2件まで 10,000円 3件以上 20,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	富来病院に勤務する看護師、准看護師に支給	1回4時間未満 3,100円 1回4時間以上 3,550円
死体処置手当	看護師・准看護師	死体の処置作業に従事した富来病院の看護師、准看護師に支給	1件 500円
調剤・服薬指導等手当	薬剤師	富来病院の薬剤業務に従事する薬剤師	月額 50,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	6,892 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	109 千円
支給実績(平成28年度決算)	9,403 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	162 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度との異同	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・扶養親族1人につき 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円	同じ	—	5,099 千円	231,773 円
住居手当	住宅等を借受け、家賃等を支払っている職員に対して下記の区分により支給 ○借家・借間 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円を控除した額 ・家賃が月額23,000円を超え、55,000円未満の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円	同じ	—	664 千円	94,829 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に下記の区分により支給 ○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員 ・運賃相当額55,000円以内の場合 全額支給 ・運賃相当額55,000円超の場合 55,000円 ○交通用具等を使用している職員は、通勤距離に応じて下記の区分により支給 ・2km以上～5km未満 2,000円 ・5km以上～10km未満 4,200円 ・10km以上～15km未満 7,100円 ・15km以上～20km未満 10,000円 ・20km以上～25km未満 12,900円 ・25km以上～30km未満 15,800円 ・30km以上～35km未満 18,700円 ・35km以上～40km未満 21,600円 ・40km以上～45km未満 24,400円 ・45km以上～50km未満 26,200円 ・50km以上～55km未満 28,000円 ・55km以上～60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	同じ	—	5,632 千円	110,425 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち町長の定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて 行政職 23,800円～44,300円 医療職 23,800円～93,700円	異なる	行政職 46,300円～139,300 医療職 59,700～146,400	2,105 千円	420,960 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 医師1回 21,000円 その他の職1回 5,100円	異なる	医師 1回 22,000円 普通 1回 4,400円	6,150 千円	204,997 円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で、月額365,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過することにより、その額を減じて支給	—	—	21,499 千円	2,388,800 円